

議案第 1 2 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「地方税法施行規則の一部を改正する省令」の一部改正に伴い、石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

社会保障・税番号制度の施行に係る手続の見直しを行ったこと。

石岡市告示第447号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成27年12月28日

石岡市長 今 泉 文 彦

石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(平成27年12月28日石岡市条例第39号)

石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年石岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち石岡市税条例第51条第2項各号の改正規定中「同条第2号」を「第2号」に，「又は名称，住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては，名称，事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち石岡市税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り，「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め，「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。